

別紙

特別警報、暴風（または暴風雪）警報発表時及び地震等における生徒講習の取り扱いについて

総合教育センター農業教育共同実習所

- 1 講習の開始時刻以前に県内全域または一部に暴風警報が発表されている場合
 - (1) 午前7時の時点で県内すべての地域において警報が解除されている場合は、平常どおり講習を実施します。
 - (2) 午前7時の時点で県内いずれかの地域で警報が発表されている場合、当日のすべての講習を中止します。
 - (3) 午前7時を過ぎてから県内いずれかの地域で警報が発表された場合は、当日のすべての講習を中止します。
- 2 講習の開催中に県内全域または一部に暴風警報が発表された場合
総合教育センター所長が、状況によりその講習を継続するか否かを決定します。
- 3 県内のいずれかの地域に特別警報が発表された場合
 - (1) 特別警報が発表された場合は、当日の全ての講習を中止します。
 - (2) 特別警報がその日のうちに解除された場合も、当日の全ての講習を中止します。
- 4 南海トラフ地震等の非常時の場合
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき
 - (1) 講習中
全ての講習を中止し、帰路の安全性を確認した後帰宅します。
なお、事情により帰宅できない生徒にあっては実習所内の安全な場所において待機します。
 - (2) 実習所に登所中
情報（臨時）の発表を知った時点で速やかに帰宅します。
 - (3) 帰宅後
講習再開の連絡がされるまで家庭で待機します。
- 5 その他
講習の全部または一部を中止したときの代替措置等については、総合教育センター所長が別に指示します。講習が中止になった場合、代替日の日程確認のため、午前10時30分以降正午までに総合教育センター農業教育共同実習所へ各自電話連絡をしてください。
上記の規定にかかわらず、特別な状況の場合の取り扱いについては、別に指示します。
- 6 問い合わせ先
総合教育センター農業教育共同実習所
〒446-0066 安城市池浦町丸田172番1
電話 0566-76-4071
ファックス 0566-77-3477